

# あららぎ別荘会 規約

## 第1章 総 則

### 第1条 目的

本会は、会員相互の連絡を密にし、共用施設保全につとめ、別荘での生活を楽し  
く過ごすことを目的とする。

### 第2条 事業

第1条の目的のため、会員全員で協力する。

### 第3条 別荘地の範囲

この規約が対象とする区域は、あららぎ別荘地に限る。

### 第4条 会員

会員として認められる人は、分譲地及び別荘を所有する住民で、年会費を納入す  
人又は共用施設を利用する人。

### 第5条 維持管理対象となる共用施設

- 1.道路
- 2.上水道
- 3.街路灯
- 4.その他の付帯施設

### 第6条 管理の構成

目的に資するため、名称を達成するため、あららぎ別荘会とする。

2.あららぎ別荘会の事務局は、久野泰弘宅に置く。

## 第2章 費用の負担

### 第7条 会費

あららぎ別荘会のメンバーは、年間20,000円を納入しなければならない。

## 第3章 業 務

### 第8条 業務

メンバーは、別荘地内を観察し、変わったことがあった場合は、会長と相談し会議  
の開催を要請しなければならない。

## 第4章 役 員

### 第9条 役員

本会は、次の役員を置く。

- 1.理事長1名
- 2.副理事長1名
- 3.理事若干名
- 4.会計1名

## 5.監事1名

### 第10条 業務

- 1.役員の役職は、総会において理事の互選によって選出する。
- 2.役員の任期は1年とし、役員に欠員が生じた場合は、総会で選任する。
- 3.会計は、会計収支を把握し、会計報告を作成し、会計業務の全般を行う。
- 4.理事長は理事会を組織し必要の都度開催し、理事の半数以上が出席しその半数以上の賛成者で決する。
- 5.理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。
- 6.監事は、収支の状況、業務の執行状況を監査し、その状況を報告する。

## 第5章 会 計

### 第9条 期間

会計年度は毎年、4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第10条 報告

毎会計年度の収支決算を、監査の監査を経て総会に承認を得なければならない。

### 第11条 通帳の作成

会計は、会計業務を遂行するため当名義の預金口座を開設しなければならない。

## 第6章 総 会

### 第12条 趣旨

あららぎ別荘地規約は、全会員で組織する。

- 1.総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 2.総会の議長は理事長が務める。
- 3.次に掲げる事項については総会の議決を経なければならない。
  - ①収支決算及び事業報告書
  - ②事業計画書
  - ③規約の変更
  - ④夜陰の選任及び解任
  - ⑤その他業務に関する重要事項

### 第13条 議事録作成者は、議長が指名する者が作成する。

付則 本規約は、2026年1月20日から施行する。

る

